

仕 様 書

1 件名

小講義室の整備に伴う壁付けプロジェクター等の購入

2 品名・数量・搬入場所等

品 名（参考製品）	搬入場所（講義室）及び数量			計
	701	601	412	
壁付けプロジェクター（EPSON EB-1485FT）	1 台	1 台	1 台	3 台

品 名	作業内容	数量
壁付けプロジェクター、取付け金具及び附属品等一式	本体及びコントロールパッドの取付、電源、通信線等の配線工事等	3 式

- ・ 他の製品の納入を希望する場合は、当該製品同等品以上とし、納入希望商品のメーカー名、製品名、型番、仕様（サイズ、機能、価格等）について参考製品との対比表を作成の上、本学担当職員に提出（質問書提出期間中に限る。）し、入札日までに承認を得ること。また、付属のコントロールパッドを本学担当者の了解の上、壁面に取り付けること。壁面に配線等が生じる場合は、モール等を設置すること。（美観に配慮すること。）
- ・ 契約後にメーカーにおいて製造が終了した場合又は、最近の国際的な経済社会情勢等から製造が困難になった場合など、納品が困難になったときは、受注者と発注者が協議の上、解決（代替品の納入、契約の変更等）を図る。

3 搬入・設置・設定・据付等

- (1) 梱包材等はすべて受注者が持ち帰り適切に処分すること。
- (2) プロジェクター設置等の工事については、契約締結後に、発注者と協議・調整の上、日時を決定すること。
- (3) 騒音や振動が発生する作業を行う場合は、事前に本学担当者に連絡し、承認を得ること。
- (4) 搬入車両及び運搬車両は、国際学部棟前のピロティに停車し、荷下ろしすること。インターロッキング舗装を傷めないよう注意すること。特にグレーチングは、すえ切りすると破損するおそれがあるので、注意すること。
万一、インターロッキング舗装等を破損した場合は、後記9により現状修復すること。
- (5) 作業員の車両は、学生会館東側の空きスペースに駐車すること。
- (6) 国際学部棟のエレベーターを使用すること。搬入路には、必要に応じて養生等を行うこと。

- (7) 機器の搬入・設置や配線工事などの場合、状況に応じて適切に養生を行い、既存の床、壁面、建具類に傷をつけないようにすること。養生用に設置した仮シート等は適切に処分し、作業終了時には清掃を行うこと。
- (8) 壁付けプロジェクターは、設置、通電テスト、動作確認等を受注者において行い、その結果を本学担当職員に報告すること。また、機器の簡単な操作説明を行うこと。取扱説明書等がある場合は、提出すること。

4 納入期限

2026年12月18日まで

5 納入場所

広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

広島市立大学国際学部棟（講義棟）7階 701講義室

6階 601講義室

4階 412講義室

6 検査

すべての物品の納品等を2026年12月18日の納入期限までに行い、納入期限内に発注者の検査を受けること。この際、必要なものについては試験操作を行い、正常な動作を確認した後に受領するものとする。また、簡単な取扱い説明を行うこと。

7 保証期間等

保証期間は、原則として物品引渡し後1年間とする。ただし、メーカー発行の保証書により1年を超える保証がある場合はそれによる。また、受注者又は製造者の責めに属する不良箇所が生じた場合は、保証期間経過後においても無料で修理又は良品と取替え、設置を行うものとする。

メーカー保証書がある場合は、取扱説明書と合わせて提出すること。

8 安全確保の義務

受注者は、作業の実施に当たっては、必要な関係法令を順守し、事故の防止と安全確保のため、次に掲げる対策を講じるものとする。

- (1) 作業責任者は名札、腕章等、当該人が作業の従事者であることが確認できるようにすること。
- (2) 車両の搬出入経路、積込み、積み降ろし作業が行われる場所で、安全を確保する必要があると判断される場合は、安全に十分に配慮して作業を行うこと。

9 損害賠償

万が一、本作業中に以下の人身事故、建物損傷、物損事故及び物品の損傷等が発生した場合には、速やかに発注者に報告し、受注者の責任において弁償若しくは現状に修復すること。

- (1) 第三者、受注者の従業員等の人身事故
- (2) 業務車両等による全ての人身、物損事故
- (3) 敷地内の縁石、植栽、建物及び構造物とそれに付属する設備に対する破損
- (4) 物品に対する遺失及び損傷等
- (5) その他受注者の管理責任に基づく事故

1 0 遵守事項

受注者は、次に定められた各事項を遵守するものとする。

- (1) 搬入等については、学生・教職員等に迷惑をかけることのないようにすること。
- (2) 作業に直接関係の無い場所に支障を与えないよう十分留意するとともに、みだりに立ち入らないこと。
- (3) 作業員の休憩及び飲食等は、飲食禁止場所以外で行うこと。作業等によって生じたゴミなどは受注者の責任において処分すること。

1 1 秘密保持

受注者は、作業の実施に当たり、業務上知り得た館内の秘密に属する事項について第三者に漏洩しないこと。

1 2 その他

- (1) 契約金額には、製品の運搬、養生、搬入・組立・設置・据付等、本業務の遂行に必要な全ての経費を含む。既存の電気設備機器の撤去は別業者が行い、本契約により納品する物品の保守は、本契約に含まない。
- (2) 納入物品は全て新品とし、良好な状態で納品すること。
- (3) 他の契約による業務により、講義室の既存の机・椅子を撤去し、代替の机・椅子を搬入するため、当該業者と工程調整を密に行うこと。他の業者が机・椅子を配置した後に本業務の受注者が配置を変更してもよい。この場合は、もとのレイアウトに戻すこと。
- (4) 本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定するものとする。